

農業委員会だより

第 52 号

平成 30 年 3 月
田原市農業委員会
☎23-3519 / FAX22-3817
①1001917

● 田 (水稻) の部

(10a 当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	5,000 円	14,000 円	9,100 円
赤羽根地域	4,800 円	10,000 円	7,500 円
渥美地域	10,000 円	10,000 円	10,000 円
田原市平均			8,400 円

平成 29 年 1 月から 12 月までに締結された賃借料水準は、次のとおりです。市全体の平均と、各地域の実勢に合った金額をお知らせします。
※この賃借料はあくまで参考額ですので、実際の賃借料を決める際は、当事者間の話し合いで決定していただくようお願いいたします。

賃借料を決める目安に
農地の賃借料情報を提供します

● 畑 (ハウス敷地) の部

(10a 当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	10,700 円	58,100 円	29,600 円
赤羽根地域	14,600 円	23,700 円	18,300 円
渥美地域	20,000 円	53,600 円	37,000 円
田原市平均			32,800 円

● 畑 (普通畑) の部

(10a 当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	10,400 円	20,800 円	19,000 円
赤羽根地域	5,400 円	24,500 円	16,200 円
渥美地域	9,100 円	30,000 円	18,600 円
田原市平均			17,900 円

農地の貸し借りは農業委員会で
手続きを行うようにしましょう

農地法では、農地の貸し借りは農業委員会を通して手続きを行った場合のみ、契約として有効になることが定められています。

また、書面により期間、賃借料、支払い条件などの契約内容を示す必要があります。

もっとも、実際には農家の方同士の話し合いで農地の貸し借りを決めていることもあると思います。しかし、こうした場合、契約の内容や土地の利用方法を巡って争いが生じたとしても、そもそも法令上有効ではないため、双方の権利が保護されにくくなります。

また、契約が書面にまとまっていなないと、当事者が亡くなった際に不都合が生じやすくなります。

こうしたことを避けるためにも、農地の貸し借りの際には農業委員会で手続きを行うようにしてください。

詳しくは、

農業委員会事務

局へお問い合わせ

してください。

